

E1A伊勢湾岸自動車道 凍結防止剤積込み作業中の作業員の手負傷事象について
【第3報（最終）】

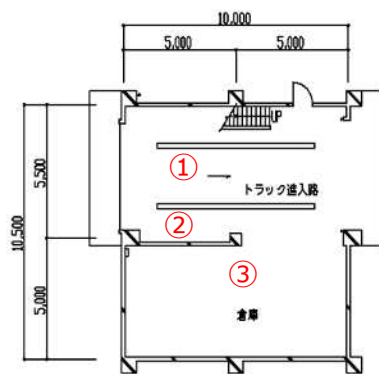
- 【発生日時】 2026年1月2日（金）16：15頃
- 【発生場所】 E 1 A 伊勢湾岸自動車道 刈谷基地薬剤庫
- 【業務名】 2025年度 東名高速道路 ●●管内維持修繕業務
- 【受注者】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱
- 【概要】 雪氷対策作業において、雪氷車両への凍結防止剤の積込作業中に、凍結防止剤の袋（トンパック）とフレコンカッターに指を挟んでしまい負傷したものを。
- 【被害状況】 人的被害：左手小指の腱断裂
物的被害：なし
- 【第三者被害】 なし
- 【対応状況】 当事者へのヒアリング及び安全大会を実施
- 【時系列】 1月2日（金）
16：15 事象発生
17：05 刈谷基地責任者より●●へ連絡
17：18 ●●よりメンテ●●へ連絡
17：20 ●●へ診察のため搬送
17：25 メンテ●●からNEXCO当番班長へ連絡
18：10 ●●到着
21：12 診断の結果、専門医の不在かつ感染症予防のため入院。3日後に再検査。
1月5日（火）
15：00 当事者に当時の状況をヒアリング
1月6日（水）
8：30 安全大会の実施
- 【公表の有無】 なし
- 【報道等】 なし
- 【指導事項】 なし
- 【原因】 ・トンパックを吊った状態で吊荷下にあるフレコンカッターを移動するため、クレーン操作者の確認なく安易に手を入れてしまった。
・フレコンカッターの使用目的の理解不足（むやみに移動させない）
・1階から2階にスリングベルトを用いて、トンパック（2袋）を移動させ、そのまま凍結防止剤の開封作業を行った。
- 【今後の対策】 ・フレコンカッター使用時は、必ずクレーン操作者による荷揺等の安全確認により、作業を実施する。
・作業員に再度安全教育を実施する。
・凍結防止剤の開封作業は必ず1袋ずつ実施する。また、凍結防止剤開封作業時はスリングベルトの使用を禁止する。

【位置図等】

刈谷基地薬剤庫



薬剤庫内作業配置図

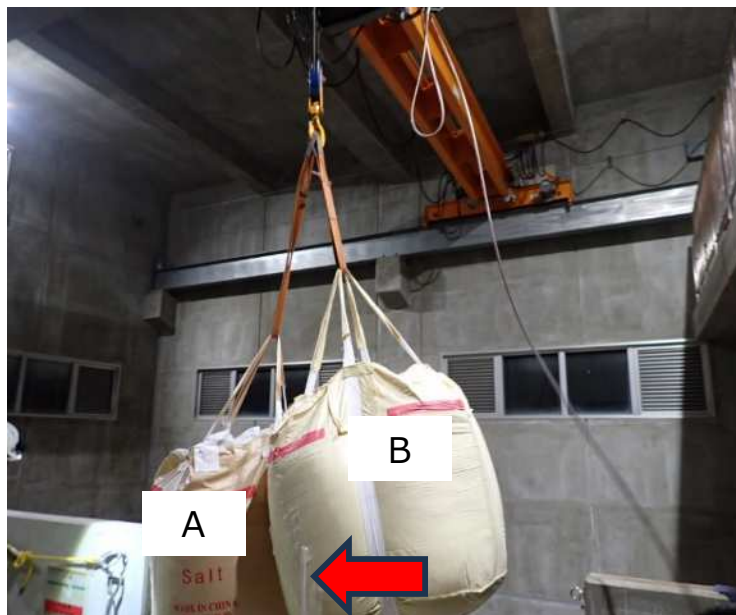


作業イメージ

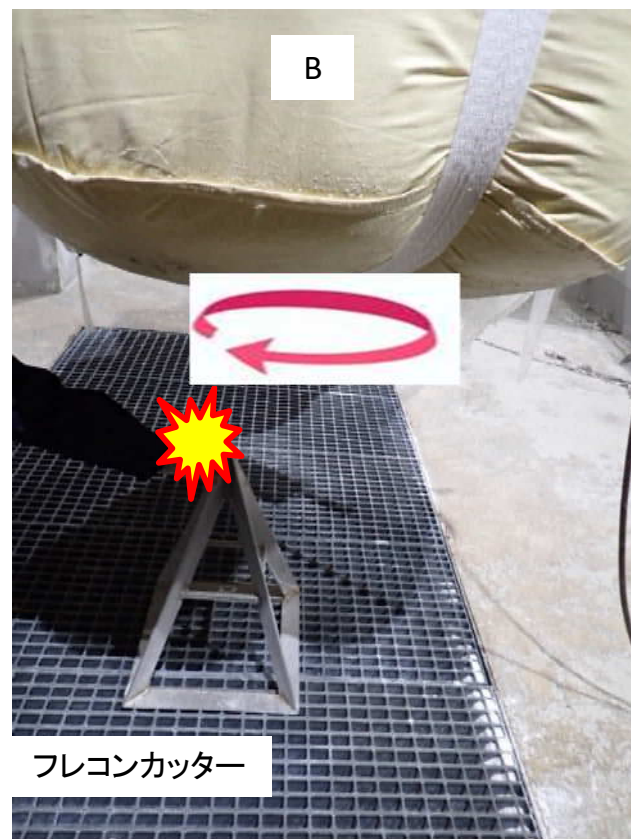


- ①フレコンカッター取扱者（負傷者）
- ②クレーン操作者
- ③玉掛者

【作業状況写真】



- ①フレコンカッターでトンパックAの下部の穴あけを実施。
- ②トンパックBの穴あけのためフレコンカッターを手で動かしBの位置に移動させようとしたところ、フレコンカッターとトンパックBに手を挟まれた。



【安全大会】

1月6日（火） 8時30分

